

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1	趣旨・目的	・・・ 2
2	背景・経過	・・・ 2
3	業務概要	・・・ 2
4	参加資格等	・・・ 4
5	参加手続き等	・・・ 5
6	評価方法等	・・・ 6
7	選定結果の通知及び公表	・・・ 8
8	契約手続き	・・・ 8
9	その他	・・・ 8

令和 7 年 5 月

綾部市農林商工部商工労政課

1 趣旨・目的

この実施要領は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する、黒谷和紙拠点施設【和紙生産設備、多人数の紙漉き体験・見学ができる機能、多目的スペース（休憩所・特別展会場等に利用）を備えたもの】を整備するための黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関し、公募型プロポーザル方式により技術提案を求め、経験と実績に基づく創造力と技術力を有する最も適切な設計者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 背景・経過

黒谷和紙は、約800年前から続く手漉き和紙の技法を守る本市の伝統産業である。

本市では、廃校となった旧口上林小学校の跡地活用として平成17年度に黒谷和紙工芸の里を整備。施設は黒谷和紙協同組合が運営し、売店や紙漉き体験設備のほか、平成18年度から平成29年度までは専門学校の授業で利用されていた。

しかし、専門学校の撤退や、新型コロナウイルス感染拡大の影響による来館者の減少に伴い収入が大幅に減少。さらに、施設の老朽等により、組合の本拠である黒谷和紙会館と工芸の里との2施設の運営が困難となったことから、令和3年度以降は、体験受入の縮小、休止と順次機能を縮小してきた。

このような中、令和4年度に組合において施設の在り方を検討した「黒谷和紙振興計画」が策定され、黒谷町へ2つの施設の機能を集約する施設整備について提案があった。

この提案を受け、本市では、黒谷町に2施設の機能を集約した黒谷和紙拠点施設を整備する方針を決定。多人数の紙漉き体験・見学に対応できる機能を備えるとともに、和紙工房の環境を整備することで生産・作業効率を向上させ、本市の誇る伝統産業である黒谷和紙を後世に引き継ぎ、交流人口の拡大を目指すこととした。

3 業務概要

(1) 業務名

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託

(2) 業務内容

黒谷和紙拠点施設基本設計（既存建物解体含む）

詳細は、別紙「特記仕様書」による

(3) 与条件

用途	和紙生産施設 平成31年国土交通省告示98号別添二第二号第2類
施設規模	延べ床面積：約530㎡
必要機能	和紙生産設備、団体の紙漉き体験・見学に対応できる機能、多目的スペース（休憩所・特別展会場等に利用）、倉庫、トイレ （詳細は「黒谷和紙振興計画」P14～17参照）

耐震安全性の分類	構造体Ⅲ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による
概算工事費	515,000,000円（消費税込み） 外構、設備含む
工期（予定）	令和8年度 実施設計 令和9年度 解体、拠点施設整備工事
関連工事	黒谷和紙拠点施設連絡橋整備 概要：拠点施設整備予定場所と市道黒谷線間に連絡橋を整備 令和7年度 実施設計 令和8年度 整備工事

(4) 事前調査概要

土地概要	面積：773.32㎡ 所有：黒谷和紙協同組合、個人 道路：市道黒谷線との接道要件を満たす連絡橋を整備予定（関連工事参照）
敷地測量	実施済
地質調査	実施予定
インフラ施設	下水道：無（浄化槽） 上水道：有
用途地域等	用途地域：特定用途制限地区（田園居住地区）、法22条区域 日影規制等：日影規制なし、北側斜線・絶対高さ制限なし 建ぺい率：60%、容積率：200%（前面道路幅員による制限あり） その他：急傾斜地崩壊対策事業による擁壁あり
既存建物	木造一部2階建 306.18㎡

(5) 技術提案を求めるテーマ

評価テーマ①	周辺環境を考慮した建築計画と敷地利用計画等に関する考え方
評価テーマ②	見学者の満足度向上と和紙の生産性向上に資する施設配置及び同線計画の考え方
評価テーマ③	施設の長寿命化とランニングコストの低減についての考え方
評価テーマ④	黒谷町の風土や計画地の特性に配慮した環境負荷軽減の考え方

(6) 履行期間

契約締結の日から令和7年11月14日まで

(7) 委託契約額の上限

11,435,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

4 参加資格等

プロポーザルの参加資格等は、参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間において、全ての要件を満たすものとする。

(1) 参加資格要件

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。

イ 2010年（平成22年）から募集要領等の公告日の前日までの間に業務完了した同種施設（注1）若しくは同種施設の機能を有する複合施設の基本設計又は実施設計業務の実績があること。

1) 同種施設とは、和紙生産施設、伝統工芸品生産施設、各種体験施設、工場、文化・交流・公益施設とする。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中の者でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中の者でないこと。

カ 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

キ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

ク 市町村税を滞納している者でないこと。

(2) 参加条件

ア 参加申込み、技術提案等は、参加1者につき1件とする。

イ 設計共同体（JV）での参加も可能とする。

(3) 配置予定技術者

次の条件を満たすものを各1名配置すること。また、管理技術者は、企画提案に参加する者の組織に所属していること。なお、主任担当技術者は、協力事業所からの参加も可能とする。

ア 管理技術者

・一級建築士の資格を有し、取得後5年以上の実務経験があること。

イ 建築（総合）主任担当技術者

ウ 建築（構造）主任担当技術者

エ 電気設備主任担当技術者

オ 機械設備主任担当技術者

※管理技術者とは、本プロポーザル全般の管理及び統括を行う者をいい、主任担当技術者とは、各担当業務分野の主要な設計業務を行う者をいう。なお、契約期間を通じて、本市職員との打合せや日常的な連絡調整は、上記の管理技術者及び各主任担当技術者を行うこととする。

※管理技術者は、主任担当技術者を兼務してよいこととする。

※主任担当技術者は、次の分野に限り兼務してよいこととする。

- ・総合と構造
- ・電気と機械

5 参加手続き等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市農林商工部商工労政課商業担当
電 話：0773-42-4263（直通）
ファクス：0773-42-4406
メー ル：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

(2) スケジュール

期 日	項 目	備 考
令和7年5月19日（月）	公 募 開 始	ホームページ及び公告
令和7年5月26日（月）	質 疑 書 提 出 期 限	電子メール
令和7年5月30日（金）	質 疑 書 回 答 期 限	電子メール（必要に応じ本市ホームページ）
令和7年6月4日（水）	参 加 表 明 書 提 出 期 限	持参又は郵送
令和7年6月6日（金）	参加資格確認結果通知	郵送及び電子メール
令和7年6月10日（火）	現 地 見 学 会	綾部市黒谷町
令和7年6月27日（金）	技 術 提 案 書 提 出 期 限	持参又は郵送
令和7年7月2日（水）	一次審査（書類審査）	参加者が4者以上あった場合のみ
令和7年7月3日（木）	一次審査結果通知及び二次審査案内	郵送及び電子メール
令和7年7月8日（火）	二 次 審 査（プレゼンテーション及びヒアリング）	綾部市内
令和7年7月中旬	二次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和7年7月中旬	契約協議・契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

(3) 実施要領等の配布

ア 配布期間 令和7年5月19日（月）から令和7年6月27日（金）まで

イ 配布方法 本市ホームページからダウンロードすること。

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > プロポーザル

<https://www.city.ayabe.lg.jp/category/6-5-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

ウ 配付書類 「配付資料・提出書類一覧」参照

(4) 参加表明書の提出期間、提出方法等

ア 提出期間 令和7年5月19日(月)から

令和7年6月4日(水)午後5時15分まで

イ 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。
なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出場所 上記(1)のとおり

エ 提出書類 別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)参照

(5) 技術提案書の提出期間、提出方法等

ア 提出期間 参加資格確認結果通知後から

令和7年6月27日(金)午後5時15分まで

イ 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。
なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出場所 上記(1)のとおり

エ 提出書類 別紙「作成要領」参照

(6) 参加表明書、技術提案書に関する質疑・回答

ア 受付期間 令和7年5月19日(月)から

令和7年5月26日(月)午後5時15分まで

イ 受付方法 様式第2号質疑書を電子メールにより上記(1)へ提出すること

ウ 回答方法 メールで回答するほか、必要に応じ本市ホームページにおいて公表する

6 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に係るプロポーザル方式評価基準(以下「評価基準」という。)」による。

(2) 評価方法

参加表明書及び技術提案書(プレゼンテーション及びヒアリング)について、「黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に係るプロポーザル方式選定委員会(以下「選定委

員会」という。)」において評価基準に基づき評価する。

(3) 選定委員会の委員

選定委員の氏名について、利害関係者の特定や、提案者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、非公表とする。

(4) 候補者の選定方法

以下の三段階により選定する。

① 参加資格の確認

② 一次審査 提出書類により上位3者を選定

③ 二次審査 プレゼンテーション及びヒアリングにより優先交渉権者を選定

ア 参加資格は、参加表明書の提出書類を基に確認する。

イ 一次審査は、参加資格を認めた者に技術提案書の提出を要請し、二次審査へ進む上位3者を選定する。選定方法は、参加表明書及び技術提案書の評価点により選定する。なお、同点により選定の上位が3者を超える場合は、3位の同点となった者（選定の2位が2者以上、1位が3者以上の場合も同様）のみ、技術提案書の評価点が高い者を優先し選定する。

ウ 二次審査は、非公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その内容を踏まえ技術提案書の再評価を行い優先交渉権者を選定する。

その他、詳細は下記のとおりとする。

(ア) 優先交渉権者は、失格者を除いた者の内、評価点が最も高い者とする。ただし、評価点が満点の6割未満の者は選定しない。

(イ) 最高点の者が複数の場合は、技術提案書の評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(ウ) 審査では、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(a) 実施日時：令和7年7月8日（火）

詳細は別途通知する。

(b) 出席者は、配置予定の管理技術者および主任担当技術者を含む3名以内とし、説明については、管理技術者または主任担当技術者が中心に行うこと。

(c) パソコンおよびプロジェクターを使用した対面のプレゼンテーション及びヒアリングとする。

(d) プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間

・準備5分以内

・プレゼンテーション20分以内

・ヒアリング（質疑応答）10分程度

(e) プレゼンテーション及びヒアリングの追加資料は受理しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した参加資格等を欠くことになった場合

- ウ 見積価格の金額が委託契約額の上限を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に定める手続き以外の手法で、選定委員及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- カ その他市長が本実施要領に違反すると認定した場合

7 選定結果の通知及び公表

参加資格の確認後、参加者全員に参加資格の有無を通知する。併せて参加資格を認めた者には、技術提案書の提出を要請する。

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請の為の一次審査終了後、参加資格を認めた者全員に、二次審査対象の有無を通知する。

優先交渉権者選定のための二次審査終了後、二次審査の参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

また、優先交渉権者選定後、選定結果通知日以降に、下記項目を本市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- ・優先交渉権者の名称、総合点

8 契約手続き

- (1) 本実施要領に基づき決定した優先交渉権者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い協議が調った場合、提案内容を反映した特記仕様書を作成の上、委託契約を締結する。
- (2) 選定された優先交渉権者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉権者とする。

9 その他

- (1) 提出書類に関する注意点
 - ア 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
 - イ 参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることの承諾を本市から得なければならない。
 - ウ 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
 - エ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
 - オ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の取扱等

- ア 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は技術提案書の提出を求める者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
- イ 提出書類は提出者に無断で使用しない。ただし、候補者選定のために必要な範囲内において複製（必要な改変を含む）を作成する。なお、優先交渉権者として選定された技術提案書資料については、本市ホームページ等において公開できるものとする。
- ウ 提出書類について、公文書の開示請求があった場合は、綾部市情報公開条例に基づき取り扱うものとする。
- エ 提出された技術提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において行うものとする。
- オ 提出された応募書類は返却しない。

(3) 選定の取り止め等

本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

(4) その他

- ア 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- イ 評価結果に対する異議申し立ては受け付けない。